

住宅取得者等への相談体制整備事業を行う者に対する補助事業の募集についての公示

平成25年1月25日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、住宅取得者等への相談体制整備事業を行う者に対する補助事業の募集について公示します。

1 事業概要

(1) 事業名

住宅取得者等への相談体制整備事業

(2) 事業目的

消費税率の引き上げに伴い実施が予定される税制拡充や給付措置などの諸制度について、住宅取得者等が円滑に活用可能とするとともに、市場において給付措置を円滑に活用できるよう、給付措置の仕組み及び税制拡充を含めた制度全体の周知方法を検討し、給付措置等導入に当たっての留意事項を策定することにより、これらの制度の実施時における住宅取得者等と住宅事業者間のトラブルを未然に防止する検討を通じた制度導入時における相談体制の整備への活用を図る。

(3) 事業内容

消費税率の引き上げにともない実施が予定される給付措置等について以下の検討・調査を実施

- ・ 仕組みの検討
- ・ 周知方策の検討
- ・ 市場環境の調査

※ 実際の給付措置に係る事務等について行う者については、本事業の成果を交付した上で、別途公募により選定することを予定。

(4) 事業期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

平成25年2月中旬 ～ 平成25年3月29日

2 補助対象事業者及び提案内容に関する要件

- (1) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事業を適確に遂行する技術的能力及び住宅市場に係る知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (4) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (5) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (6) 事業を的確に遂行するために、各事業内容それぞれについて、以下に掲げる分析・提案が行われること。

○給付措置等の仕組みの検討

- ・ 過去の給付措置及び類似の措置事例のうち少なくとも 1 事例について、当該事例に係る給付等の体制・仕組みに関する具体的な成果・課題等の分析が行われていること。

○給付措置等の周知方策の検討

- ・ 住宅関係事業者及び住宅取得予定者に対する具体的かつ効果的な周知方策の提案が行われていること。

○消費税率の引き上げ等に係る市場環境の調査

- ・ 消費税率の引き上げ及びこれに伴い実施する給付措置等による市場や住宅取得者等の意向への影響把握等の方法について具体的な提案が行われていること。

(7) 本事業の成果及び検討過程を、給付措置に係る事務等を行う者について公募する際に、応募予定者に対し交付することについて了承すること。

3 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

平成 25 年 1 月 25 日から平成 25 年 2 月 7 日まで

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、または電子メールにより交付

(ハ) 提案書の提出期限

平成 25 年 2 月 8 日 18 時 00 分まで

(ニ) 提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅企画官付 原口

電話 03-5253-8111(内線 39254) FAX 03-5253-1627

電子メール haraguchi-o2fv@mlit.go.jp

(2) 提案書の提出方法

上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は 3 部、FAX 又は電子メールの場合は 1 部。（FAX 又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎 2009」「Adobe Reader9.0」以前の形式に限る。
- ・ ファイル総量は極力 1 メガバイト以内とすること。

4 補助金交付候補者の選定方法

住宅取得者等への相談体制整備事業の募集についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。

※公募は、調達情報公開システム（<http://chotatsu.mlit.go.jp/>）上で行いました。